

オリブ運営規程(施設入所支援及び生活介護)

(事業の目的)

第1条 社会法人十字の園が設置するオリブ(以下「施設」という。)において実施する生活介護に係る障害福祉サービス及び施設入所支援(以下「施設障害福祉サービス」という。)に関し、人員、運営及び管理に関する事項を定め、利用者に対し、事業の適正な運営と適切な施設障害福祉サービスの提供を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者に対し、主として昼間において、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、常時介護を要する利用者に対して、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うとともに、主として夜間において、入浴、排せつ、又は食事の介護その他の便宜を供与する施設入所支援を適切かつ効果的に行うものとする。

2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 地域との結び付きを重視し、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

5 前4項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

」(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第172号)に定める内容のほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 オリブ
- 二 所在地 静岡県賀茂郡松崎町江奈 157

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名(常勤職員 特養兼務)
管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- 二 医師 1名(非常勤職員 1名)
医師は、利用者の医療に関わる業務を行う。

- 三 看護職員 1名(常勤職員 1名)
看護職員は、利用者の看護並びに従業者の健康管理を行う。
- 四 理学療法士又は、作業療法士 1名
理学療法士又は、作業療法士は、利用者の障害に対し必要な機能回復訓練を行う。
- 五 生活支援員 8名以上(常勤換算 7.4名以上)
生活支援員は、利用者の障害に対し必要な日常生活上の介護支援を行う。
- 六 サービス管理責任者 1名(常勤職員 1名 入所支援兼務)
サービス管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、個別支援計画の作成、継続的な評価等を行いサービス内容と実施の手順に係る管理を行う。
- 七 栄養士 1名(常勤職員 1名)
栄養士は、献立を作成し、利用者の栄養管理を行う。
- 八 その他、事務・調理員等、施設の適正な維持運営に必要な職員を置く。

(営業日及び営業時間)

第5条 施設の生活介護に係る営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日月曜日から金曜日までとする。ただし、生活介護(通所)に限り年末年始は休みとする。
- 二 営業時間及びサービス提供時間は午前9時から午後5時までとする。
- 三 前二号のほか、電話等により緊急時の連絡が可能な体制をとるものとする。

(施設の利用定員)

第6条 生活介護の利用定員は27人とする。

2 施設入所支援の定員は22人とする。

(主たる対象者)

第7条 施設においてサービスを提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- 一 身体障害者

(指定障害者支援施設の内容)

第8条 施設で行う生活介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 入浴
 - 二 排せつ及び食事等の介護
 - 三 生活に関する相談及び助言
 - 四 日常生活上の支援
 - 五 創作的活動及び生産活動の機会の提供
 - 六 身体機能及び生活能力向上のための援助
 - 七 送迎(実施地域 松崎町 西伊豆町 下田市 南伊豆町 河津町)
- 2 施設で行う施設入所支援の内容は、次のとおりとする。
- 一 入浴
 - 二 排せつ及び食事等の介護

三 生活に関する相談及び助言

(利用者から受領する費用の額等)

- 第 9 条 施設障害福祉サービスを提供した際は、利用者から利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、法第 29 条第 3 項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額に 90 分の 100 を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。
- 3 施設障害福祉サービスを提供される便宜に要する費用のうち次の各号に掲げる費用の支払いを支給決定障害者から受けることができる。
この場合の利用料金については、重要事項説明書に定める。
- (1) 食事提供に関わる費用
 - (2) 光熱水費
 - (3) 日用品費 実費
 - (4) その他、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの
- 4 第 3 項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第 1 項から第 3 項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。
- 6 第 3 項に規定する額を徴収したときは、当該費用に係る現金預り証を、また、同項の規定による精算時には、現に要した費用に係る証拠書類に基づき利用者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳を記載した書類を利用者に対し交付するものとする。

(サービスの利用にあたっての留意事項)

- 第 10 条 サービスを利用するにあたって、利用者は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用者等に迷惑を及ぼすことを行ってはならないものとする。

(緊急時における対応方法)

- 第 11 条 現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

- 第 12 条 施設は消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 13 条 施設は、利用者の権利擁護、虐待防止等を推進するため、次の措置を講ずるものとする。

- 一 虐待の防止に関する責任者の選定
- 二 成年後見制度の利用支援
- 三 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（施設研修委員会年間計画にて実施）
- 四 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置

(身体拘束の禁止)

第 14 条 施設は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。

- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合には、本人若しくは家族等への説明と書面による同意を得た上で行き、行動制限の状況を記録するものとする。また、その要件に該当しなくなった場合には直ちに解除するものとする。

(利益供与等の禁止)

第 15 条 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して当該事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

- 2 相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービス事業者等又はその従業者から、利用者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受しないものとする。

(苦情解決)

第 16 条 提供した施設障害福祉サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容を記録するものとする。
- 3 提供した施設障害福祉サービスに関し、県又は市町(以下「県等」という。)が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該県等の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して県等が行う調査に協力するとともに、県等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 県等から求めがあった場合には、前項までの改善の内容を県等に報告するものとする。
- 5 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんにてできる限り協力するものとする。

(研修)

第 17 条 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとする。

- 一 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- 二 継続研修 法人研修部門年間計画及び施設研修委員会年間計画に基づいて実施

(秘密の保持)

第 18 条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

(記録の整備)

第 19 条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

2 利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。

(地域生活支援拠点等の機能を担う事業所)

第 20 条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 18 年厚生労働省告示第 395 号)第一の二の 3」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。

- 一 生活介護体験の機会・場

(意思決定支援の推進)

第 21 条 事業所は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならないものとし、意向確認担当者を選任する。また、意向確認マニュアルを作成し、利用者の希望に沿って、地域社会への移行に向けた措置を講ずるものとする。

(本人の意向を踏まえたサービス提供・同性介助)

第 22 条 事業所は、利用者の意向に反する異性介助がなされないよう、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保(同性介助)に努めなければならないものとする。

(地域との連携等)

第 23 条 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

二 事業所は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けるものとする。

三 事業所は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けるものとする。

四 事業所は、第二項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。

(医療機関との連携強化・感染症対応力の向上)

第24条 事業所は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

二 事業所は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

(補則)

第25条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人十字の園と当該施設の管理者が協議の上定めるものとする。

附則

この規程は、2008(平成20)年 4月 1日から施行する。

この規程は、2010(平成22)年 12月 1日から施行する。

この規程は、2013(平成25)年 4月 1日から施行する。

この規程は、2014(平成26)年 6月 1日から施行する。

この規程は、2015(平成27)年 4月 1日から施行する。

この規程は、2016(平成28)年 4月 1日から施行する。

この規程は、2021(令和 3)年 4月 1日から施行する。

この規程は、2023(令和 5)年 2月 1日から施行する。

この規程は、2024(令和 6)年 1月 1日から施行する。

この規程は、2024(令和 6)年 4月 1日から施行する。

この規程は、2025(令和 7)年 3月 1日から施行する。